



令和3年3月30日

環境政策課

(内2347)

## 愛媛県における令和元年度のフロン類算定漏えい量の集計結果について

フロン排出抑制法においては、地球温暖化等の原因となるフロン類の排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器の管理者に対して、適切な施設の維持管理を義務付けるとともに、年間の算定漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上となる者（特定漏えい者）に対し、国への報告を義務付けています。

今般、国において令和元年度実績が取りまとめられたので、同法の規定に基づき、愛媛県内の状況等についてお知らせします。

なお、県内の漏えい量は2.7万t-CO<sub>2</sub>となっており、例年と比較して大きな変動は見られませんでした。

### 1 愛媛県内の状況について

#### (1) 特定漏えい者及び特定事業所について

特定漏えい者分（算定漏えい量の合計が1,000t-CO<sub>2</sub>以上となる者）

	報告事業者数 (事業者)	算定漏えい量 (万t-CO <sub>2</sub> )	全国に占める本県の状況	
			割合 (%)	全国順位
本 県	31 (36)	2.7 (2.5)	1.2 (1.1)	27 位 (27 位)
全 国	398	222		

※（ ）内は平成30年度の数値を示しています。

特定事業所分（特定漏えい者の各事業所のうち、漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業所）

	特定事業所数 (事業所)	算定漏えい量 (万t-CO <sub>2</sub> )	全国に占める本県の状況	
			割合 (%)	全国順位
本 県	4	1.1	2.2	17 位
全 国	214	51		

※報告事業者数について、複数都道府県で報告している事業者（例えば、コンビニ等）があるため、見かけ上、全国の事業者数に対して県内の事業者数が多くなっています。

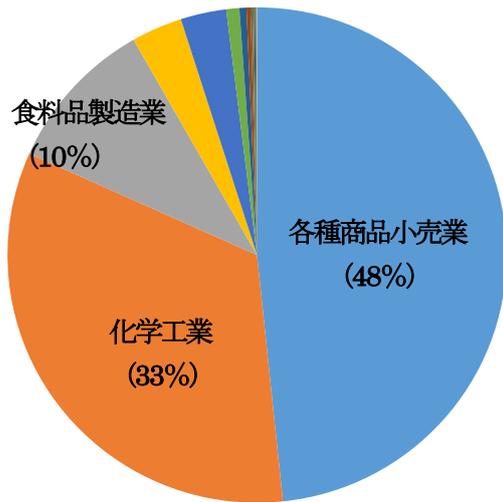
※全国展開している小売業や大規模製造業等において、年間の漏えい量が多い傾向にある他、施設の老朽化や配管の破損等も原因となっています。

※算定漏えい量は、フロン類充填回収業者が冷凍空調機器への充填及び回収の際に発行する充填証明書及び回収証明書から算定します。

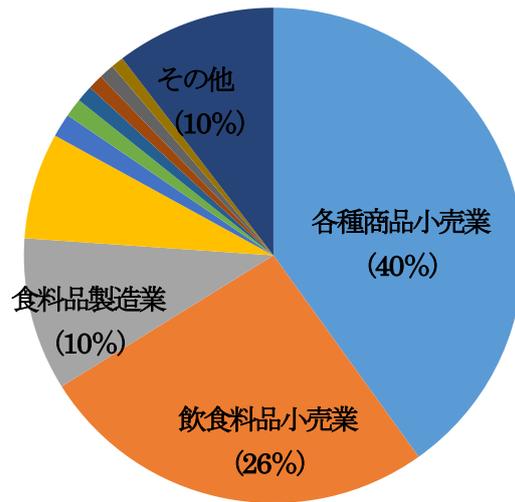
(2) 業種別算定漏えい量の内訳について（特定漏えい者）

主たる事業の業種（日本標準産業分類）別でみると、愛媛県内では、各種商品小売業（1.3万 t-CO<sub>2</sub>、48%）が最も多く、続いて化学工業（0.9万 t-CO<sub>2</sub>、33%）、食料品製造業（0.3万 t-CO<sub>2</sub>、10%）の順で、これら3業種で全体の約92%を占めていました。

（愛媛県内の状況）



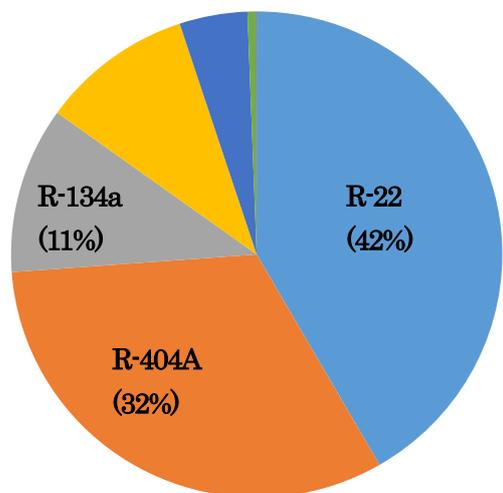
（全国の状況）



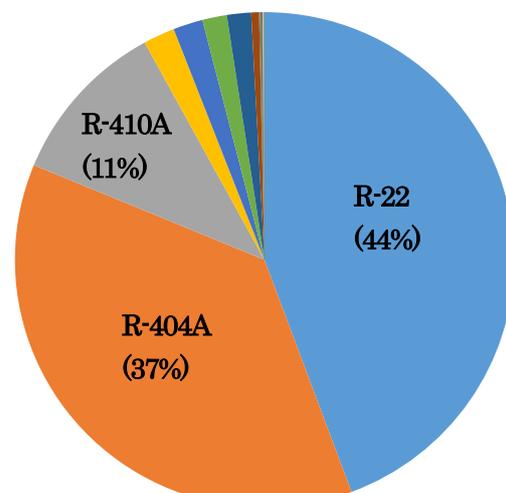
(3) フロン類の種類別算定漏えい量の内訳について（特定漏えい者）

フロン類の種類別でみると愛媛県内では、R-22（HCFC）が、1.1万 t-CO<sub>2</sub>で特定漏えい者として報告された量の42%、次いで、R-404A（HFC）の0.9万 t-CO<sub>2</sub>（32%）、R-134a（HFC）の0.3万 t-CO<sub>2</sub>（11%）の順で、これら3種類のフロン類で全体の約85%を占めていました。

（愛媛県内の状況）



（全国の状況）

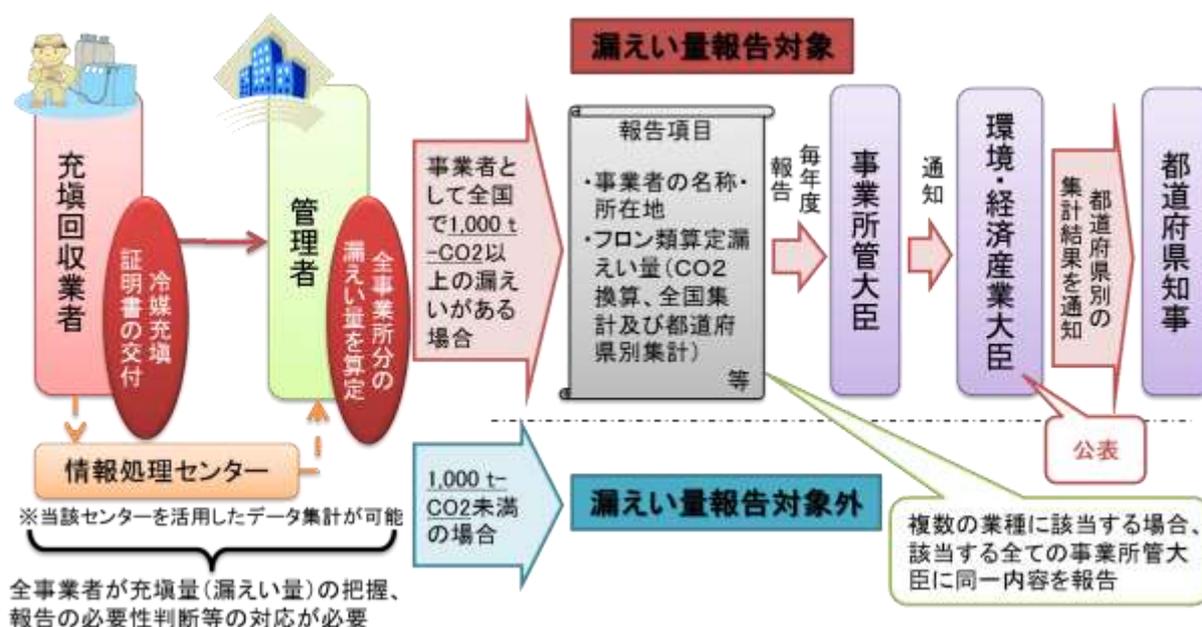


※(1)～(3)の割合については、端数処理のため、計算上の数値と一致しない場合がある。

## 2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要について

- 当該制度は、業務用冷凍空調機器の使用者のうち、フロン類の算定漏えい量が年間1,000 t-CO<sub>2</sub>以上となる者（特定漏えい者）に、国へ当該算定漏えい量を報告することを義務付けています。（※報告は法人単位）
- 当該制度は、フロン類の漏えい量の多寡に着目するのではなく、当該機器使用時の実態を把握・公表することにより、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することを目的としています。

【制度概要図】



## 3 参考

- 国の発表資料はこちら  
: <https://www.env.go.jp/press/109364.html>
- フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口はこちら  
: <http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/request.html>

(担当者)  
環境政策課 大気・環境評価係  
末光  
TEL 089-912-2347/FAX 089-912-2344  
電子メール : kankyuu@pref. ehime.lg.jp

## 愛媛県内に事業所を有する特定漏えい者について

	特定漏えい者	愛媛県内の事業所における 算定漏えい量の合計 (t-CO <sub>2</sub> )	全国の事業所における 算定漏えい量の合計 (t-CO <sub>2</sub> )
	特定事業所		
1	株式会社ヤマダ電機	46	1,132
2	株式会社ファミリーマート	548	38,549
3	日鉄日新製鋼株式会社	1	2,205
4	佐川急便株式会社	144	5,636
5	マックスバリュ西日本株式会社	1,172	30,458
6	アサヒビール株式会社	430	2,809
7	住友生命保険相互会社	0	1,409
8	住友化学株式会社	4,228	7,675
	住友化学株式会社 愛媛工場 <sup>※</sup>	3,564	
9	パナソニック株式会社	12	2,021
10	株式会社クラレ	10	1,249
11	株式会社大阪ソーダ	706	5,224
12	日本生命保険相互会社	32	1,271
13	株式会社ローソン	486	55,277
14	イオンモール株式会社	53	1,104
15	プライムデリカ株式会社	167	2,412
16	西日本電信電話株式会社	-232	1,313
17	株式会社タカキペーカーリー	113	2,303
18	株式会社ハローズ	62	11,321
19	株式会社あきんどスシロー	0	1,428
20	イオンリテール株式会社	653	89,646
21	株式会社ニチレイ・ロジスティクス中四国	181	1,306
22	株式会社マルナカ	4,774	22,996
23	株式会社フジ	5,640	11,305
24	波方ターミナル株式会社	3,601	3,601
	波方ターミナル株式会社 <sup>※</sup>	3,601	
25	ダイレックス株式会社	513	6,746
26	株式会社コスモス薬品	196	4,730
27	社会福祉法人恩賜財団済生会	19	2,216
28	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24	30,369
29	第一生命保険株式会社	19	1,556
30	東レ株式会社	461	2,958
31	ヤマト運輸株式会社	176	23,590
32	株式会社三越伊勢丹	177	3,584
33	株式会社NTTドコモ	12	1,976
34	独立行政法人国立病院機構	0	1,574
35	独立行政法人地域医療機能推進機構	40	2,256
36	国土交通省	37	2,944
計		24,501	388,149

※特定漏えい者が愛媛県内に設置している事業所のうち、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業所（特定事業所）を示す。

注1：1t-CO<sub>2</sub>未満の算定漏えい量を切捨てて報告しているため事業者ごとの値と都道府県別の合計値とは必ずしも整合しない。

注2：年度をまたいでフロン類の充填及び回収を行った場合、単年度の算定漏えい量がマイナスになる場合がある。



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（抄）

発令　　：平成13年6月22日号外法律第64号

最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容：令和1年6月5日号外法律第25号[令和2年4月1日]

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第十九条 **第一種特定製品の管理者**（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、**フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣**（以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。）**に報告しなければならない。**

2 省略

3 **事業所管大臣は、第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。**

（報告事項の記録等）

第二十条 省略

2 **環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項**（以下この節において「ファイル記録事項」という。）**のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。**

3 **環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。**

4 **環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。**

5 **事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。**